# 公　告

## 諸　事　項

### 前払式支払手段発行者の発行保証金に係る債権の申出についての公示

資金決済に関する法律（以下「法」という。）第31条第２項の規定により次のように公示する。

１．前払式支払手段発行者の商号　株式会社フラワーカードビューロー

２．代表者の氏名　破産管財人　菅原　英博

３．住所　大阪府豊中市原田元町１丁目11番３号

４．上記の者の発行保証金につき法第31条第１項の権利を有するものは、平成27年10月23日までに前払式支払手段発行保証金規則様式第９による申出書に当該申出に係る前払式支払手段を添え、次に掲げる財務局に提出されたい。

（提出先）

大阪府大阪市中央区大手前四丁目１番76号
近畿財務局理財部金融監督第三課

５．前項の期間内に申出書の提出がないときは、発行保証金についての権利の実行の手続きから除斥される。

平成27年８月20日

近畿財務局長　武内　良樹

### 割賦販売法に基づく同法第35条の３の61の許可を受けた者の営業廃止に関する公示

次表に掲げる割賦販売法（昭和36年法律第159号。以下「法」という。）第35条の３の61の許可を受けた者から、法第35条の３の62において準用する法第26条第１項の規定による営業廃止の届出があったので、法第35条の３の62において準用する法第26条第２項において準用する法第24条の規定に基づき、次のとおり公示します。

平成27年８月20日

経済産業大臣　宮沢　洋一

| 名　　称 | 本店の所在地 | 許可番号 | 営業廃止年月日 |
|---|---|---|---|
| 有限会社名古屋丸八互助会 | 愛知県名古屋市中区新栄二丁目19番５号 | 互第4002号 | 平成27年７月31日 |

### 割賦販売法及び割賦販売法施行令に基づく債権の申出に関する公示

次表に掲げる割賦販売法（昭和36年法律第159号。以下「法」という。）第35条の３の61の許可を受けた者は、前払式特定取引の営業を廃止し、法第35条の３の62において準用する法第27条第１項第４号に該当することとなったので、割賦販売法施行令（昭和36年政令第341号）第10条第１項の規定に基づき、次のとおり公示します。

平成27年８月20日

中部経済産業局長　波多野淳彦

次表に掲げる者が供託した営業保証金及び前受業務保証金について、法第35条の３の62において準用する法第21条第１項の権利を有する者は、平成27年10月19日までに許可割賦販売業者等の営業保証金等に関する規則（昭和36年法務省・通商産業省令第１号）第３条の規定に基づき、次の様式による申出書に還付を受ける権利を有することを証する書面を添えて下記あて提出してください。

なお、平成27年10月19日までに申出書の提出をしない者は、本公示に係る営業保証金及び前受業務保証金についての権利の実行の手続から除斥されます。

| 名　　称 | 本　店　の　所　在　地 | 営業廃止年月日 |
|---|---|---|
| 有限会社名古屋丸八互助会 | 愛知県名古屋市中区新栄二丁目19番５号 | 平成27年７月31日 |

記

あて先　〒460―8510　愛知県名古屋市中区三の丸二丁目５番２号
中部経済産業局産業部消費経済課
電話　052―951―2560

---

様式

申　　出　　書

中部経済産業局長　殿

住　所
氏　名（名称及び代表者の氏名）　　印

割賦販売法施行令第10条第１項の規定により、下記のとおり債権の申出をします。

記

１　債務者の名称及び住所
２　債権額
３　債権発生の原因たる事実

（備考）用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とすること。

### 相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

**平成２７年（家）第３０１５９号**
東京都中央区日本橋本町１丁目９番４号
申立人　のぞみ債権回収株式会社
本籍仙台市若林区河原町１丁目107番地、最後の住所仙台市若林区河原町１丁目４番22号、死亡の場所仙台市太白区、死亡年月日平成26年12月６日、出生の場所仙台市、出生年月日昭和10年12月26日、職業不明
被相続人　亡　太田　倉壽
事務所　仙台市青葉区片平１丁目１番６―602号ネオハイツ片平６階片平法律事務所
相続財産管理人　弁護士　大嶽　友和
仙台家庭裁判所

**平成２７年（家）第７０３７号**
福島県郡山市朝日１丁目23番７号
申立人　郡山市
本籍福島県郡山市駅前１丁目85番地、最後の住所福島県郡山市富久山町久保田字桝形28番地の５　ネオホーム善宝池１―４、死亡の場所福島県郡山市、死亡年月日平成17年２月19日頃、出生の場所死亡の場所と同じ、出生年月日大正15年４月24日、職業不明
被相続人　亡　橋本寅太郎
事務所　福島県郡山市虎丸町12番２号　本田哲夫法律事務所
相続財産管理人　弁護士　本田　哲夫
福島家庭裁判所郡山支部

**平成２７年（家）第８７号**
埼玉県熊谷市本町１丁目130番地１
申立人　埼玉縣信用金庫
本籍埼玉県入間郡毛呂山町大字西戸816番地、最後の住所埼玉県入間郡毛呂山町大字西戸816番地、死亡の場所埼玉県所沢市、死亡年月日平成26年11月24日、出生の場所東京府東京市豊島区、出生年月日昭和17年10月31日、職業不詳
被相続人　亡　高野　正弘
埼玉県富士見市ふじみ野西１―21―２　澤田ビル２階Ｆ号室　志摩法律事務所
相続財産管理人　弁護士　志摩　　勇
さいたま家庭裁判所飯能出張所

**平成２７年（家）第４３３号**
千葉県船橋市本町５丁目２番12―303号
申立人　村上　　實
本籍千葉県茂原市下太田1585番地、最後の住所本籍と同じ、死亡の場所千葉県茂原市、死亡年月日平成26年７月28日、出生の場所千葉県長生郡新治村、出生年月日昭和12年９月19日、職業会社役員
被相続人　亡　森田　康暉
事務所　千葉県長生郡一宮町一宮2646―２東日駅前ビル202　弁護士法人川目法律事務所上総一ノ宮支部
相続財産管理人　弁護士　松本　知世
千葉家庭裁判所一宮支部